

第7回労働協約交渉 その1

安全・衛生・業務災害補償及び服務規程・福利厚生・社宅で交渉

**全ての定期健康診断は勤務扱いとすること
メンタルヘルス対策を充実させよ**

国労の主張

◆社員の健康管理の充実を図るために次のように見直すこと。

- ①全ての定期健康診断の実施は勤務扱いとすること
- ②アスベスト特殊健診の充実を図ること
- ③PET/CT・脳・肺ドックの検査機関と補助制度の充実を図ること
- ④インフルエンザ予防接種の指定医療機関を拡大すること

会社の見解

- ①健康診断は法令のとおり実施しており見直す考えはない。特定業務従事者の健康診断についても一般健康診断である。
- ②アスベスト特殊健康診断は対象者に対し年2回実施。退職者に対しては、作業履歴証明書等所定の手続きを行っている。周辺業務従事者に対しても拡大している。
- ③現在の補助内容で十分に手厚いと考えている。
- ④これまでも社員の要望を受け、指定医療機関の改善を図ってきた。

国労の主張

◆パワーハラスメントを根絶するとともに、専門の相談窓口を設けること。

会社の見解

個別に適切に対応していくべきものであると考えている。

国労の主張

◆インフルエンザ・ノロウイルスの罹患防止対策を行うこと。

会社の見解

マスク着用は、接客サービスの観点から相応しくない。
汚物処理用キットは新幹線は車両に、在来線は個人配備している

国労の主張

◆メンタルヘルス対策を充実させること。

会社の見解

「心の健康づくり計画」を周知して取り組みを実施している。厚労省指針に則り実施している。今後もメンタルヘルス対策は継続していく考えである。



国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：渡邊 和久